

記入例

(1)退職等により普通徴収に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収 にかかる給与所得者異動届書

※ 異動(新規・退職・転勤・休職等)があった場合は、翌月の10日までに必ず提出してください。

受付印	小林市長様	名称(氏名)	小林税務事務所										特別徴収義務者 指定番号	123456				
	平成 30年 10月 10日 提出	所在地	小林市細野300番地										担当者	小林 市子				
		法人番号(個人番号)	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	氏名	小林 市子	
			特別徴収税額(年税額)			徴収済額		未徴収税額(ア)-(イ)		異動年月日		異動の事由		異動後の未徴収税額の徴収		1月1日から退職までの給与支払額(賞与を含む)		
フリガナ	ほその いちこ		12,000			6月から		8,000		平成29年9月30日		1. 新規 ② 退職		1. 新規特別徴収 2. 特別徴収継続		円		
氏名	細野 一子		9月まで			円		※新規特別徴収の場合のみ 既に納付した住民税		3. 転勤 4. 休職 5. 長期欠勤 6. 死亡 7. 育児休業 8. その他		3. 一括徴収をして 月日納期限分と 合わせて納入します。		2,345,678		控除社会保険料		
(旧姓)	水流迫		円			円		普通徴収 期まで納付済み		特別徴収開始月 月より		④ 普通徴収(残額個人請求)		円		控除社会保険料		
生年月日	M・T・H 55年 5月 5日生		円			円		特別徴収開始月 月より										
個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 1 *		円			円		特別徴収開始月 月より										
現住所	異動後の新住所 〒 886 - 0004 小林市細野9000番地		円			円		特別徴収開始月 月より										

小林市から送付された税額通知書の指定番号を記入して下さい。

法人は法人番号(13桁)、個人事業主は個人番号(12桁)を記入して下さい。

個人番号(12桁)を記入して下さい。

この欄は翌年の課税資料となりますので、記入して下さい。支払額は総支給額です。

※ 退職の場合、退職した年の一月一日から退職時までの給料・賞与(総支給額)、控除社会保険料を必ず記入して下さい。

◎ 一括徴収 退職等により残税額(未徴収税額)を最後の給与又は退職金より一括して徴収する場合

一括徴収の申出	異動者印	一括徴収とは、残税額を最後の給与又は退職金から差し引くことです。退職の日が翌年1月1日から4月30日までの方については、本人からの申出がない場合でも必ず未徴収税額を一括徴収してください。(地方税法321条の5②)なお当年6月1日から12月31日までの間は本人申出により一括徴収できます。
年 月 日		

一括徴収できない理由
普通徴収を選択した場合、必ず記載してください

- 異動の日が6月1日から12月31日までの間で一括徴収の希望がないため。
- 異動の日が1月1日から4月30日の間で、未徴収税額が上記(ウ)の額を越える給与、退職金の支払がないため。
- 死亡による退職であるため。
- その他 理由()

6月から退職するまでの給与から徴収した税額を記入して下さい。

◎ 転勤 転勤等により新しい勤務先において【特別徴収】を希望される場合

転勤先	フリガナ住所	〒 -	新 特別徴収義務者 指定番号	担当課・係名	残 税 額
	フリガナ名称		転勤先の担当者名	電話 -	円を 月分
					から徴収するよう連絡済です。

異動後の住所を記入して下さい。異動後の住所が不明の時は、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記入して下さい。

市処理欄	課長	グループリーダー	グループ員	宛名番号	異動区分	理由	済月	開始月	新指定番号	新整理番号	異動内容	処理日

* 異動(退職・転職・休職等)があった場合は、翌月10日までに必ず提出して下さい。